

追加提案

令和 7 年

第 6 回日向市議会(定例会)議案

1 2 月 1 9 日

日 向 市

も く ろ く

議案第122号	日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	1
議案第123号	日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例……………	13
議案第124号	日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例……………	15
議案第125号	日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例……………	17
議案第126号	日向市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例……………	19
議案第127号	令和7年度日向市一般会計補正予算（第5号）……………	別冊
議案第128号	令和7年度日向市公営住宅事業特別会計補正予算（第1号）……………	別冊
議案第129号	令和7年度日向市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）……………	別冊
議案第130号	令和7年度日向市国民健康保険東郷診療所特別会計補正予算（第2号）……	別冊
議案第131号	令和7年度日向市介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）	別冊
議案第132号	令和7年度日向市下水道事業会計補正予算（第2号）……………	別冊

日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（通勤手当） 第12条 〔略〕 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 〔略〕 （2） 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア・イ 〔略〕 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員	（通勤手当） 第12条 〔略〕 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （1） 〔略〕 （2） 前項第 2 号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア・イ 〔略〕 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300円</u> エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400円</u> オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500円</u> カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員

15,800円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
18,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
21,600円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
24,400円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
26,200円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
28,000円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
29,800円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 31,600円

(3) [略]

3～8 [略]

(期末手当)

第21条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」とする。

16,600円

キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員
19,700円

ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員
22,800円

ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員
25,900円

コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員
29,100円

サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員
32,300円

シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員
35,500円

ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 38,700円

(3) [略]

3～8 [略]

(期末手当)

第21条 [略]

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) [略]

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の70」と、「100分の127.5」とあるの

4～6 [略]

(勤勉手当)

第22条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

は「100分の72.5」とする。

4～6 [略]

(勤勉手当)

第22条 [略]

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前三任用短時間勤務職員 当該定年前三任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額

3～5 [略]

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
	14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
	15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
	16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900
	17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
	18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
	19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
	20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
	21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
	22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
	23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
	24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
	25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
	26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
	27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
	28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
	29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
	30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
	31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
	32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
	33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
	34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400

	35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
	36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
	37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
	38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
	39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
	40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
	41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
	42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
	43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
	44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
	45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
	46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
	47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
	48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
	49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
	50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	
	51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400	
	52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700	
	53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900	
	54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200	
	55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500	
	56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800	
	57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000	
	58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300	
	59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600	
	60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800	
	61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000	
	62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300	
	63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600	
	64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800	
	65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000	
	66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300	
	67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600	
	68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800	
	69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000	
	70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300	
	71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600	
	72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800	
	73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000	
	74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300		

75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000
86	266,200	305,800	355,700	397,000	
87	266,500	306,100	356,100	397,400	
88	266,800	306,400	356,500	397,800	
89	267,100	306,700	356,700	398,100	
90	267,400	307,000	357,100	398,600	
91	267,700	307,300	357,500	399,000	
92	268,000	307,600	357,900	399,400	
93	268,300	307,800	358,100	399,700	
94		308,000	358,400		
95		308,300	358,800		
96		308,700	359,100		
97		308,900	359,400		
98		309,200	359,800		
99		309,500	360,200		
100		309,900	360,600		
101		310,100	361,100		
102		310,400	361,500		
103		310,700	361,900		
104		311,000	362,300		
105		311,200	362,800		
106		311,500	363,200		
107		311,800	363,500		
108		312,100	363,800		
109		312,300	364,200		
110		312,600			
111		313,000			
112		313,300			
113		313,500			
114		313,700			

	115		314,000					
	116		314,400					
	117		314,600					
	118		314,800					
	119		315,100					
	120		315,400					
	121		315,700					
	122		315,900					
	123		316,200					
	124		316,500					
	125		316,800					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
	200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900	374,800	

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

医療職給料表

職員の区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円	円	円
	1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
	2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
	3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
	4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
	5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
	6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
	7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
	8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
	9	328,300	434,000	484,600	599,500	
	10	331,800	435,500	486,300	601,800	
	11	335,200	437,000	488,100		
	12	338,600	438,500	489,900		
	13	342,000	439,900	491,700		
	14	345,500	441,300	493,400		
	15	348,900	442,800	495,200		
	16	352,300	444,200	497,000		
	17	355,700	445,500	498,800		
	18	358,800	447,000	500,700		
	19	362,000	448,400	502,600		
	20	365,200	449,800	504,500		
	21	368,500	451,100	506,400		
	22	371,600	452,600	508,100		
	23	374,700	454,000	509,900		
	24	377,700	455,400	511,700		
	25	380,800	456,800	513,300		
	26	383,100	458,200	515,100		
	27	385,400	459,500	516,900		
	28	387,600	460,900	518,400		
	29	389,500	462,300	519,800		
	30	391,200	463,600	521,500		
	31	392,900	465,000	523,300		

32	394, 700	466, 400	525, 000
33	396, 400	467, 700	526, 500
34	398, 200	469, 100	527, 800
35	399, 800	470, 400	529, 100
36	401, 100	471, 800	530, 400
37	402, 500	473, 200	531, 400
38	403, 900	474, 900	532, 700
39	405, 300	476, 500	534, 000
40	406, 700	478, 000	535, 300
41	408, 200	479, 600	536, 300
42	408, 900	480, 800	537, 100
43	409, 500	481, 900	537, 900
44	410, 100	483, 000	538, 700
45	410, 900	484, 000	539, 600
46	411, 500	484, 900	540, 400
47	412, 100	485, 800	541, 200
48	412, 600	486, 600	541, 900
49	413, 100	487, 300	542, 700
50	413, 500	488, 000	543, 500
51	414, 000	488, 700	544, 200
52	414, 400	489, 300	545, 100
53	414, 800	489, 900	546, 000
54	415, 100	490, 600	546, 800
55	415, 400	491, 200	547, 700
56	415, 800	491, 800	548, 600
57	416, 100	492, 100	549, 400
58	416, 500	492, 700	550, 200
59	416, 800	493, 300	551, 000
60	417, 200	494, 000	551, 700
61	417, 600	494, 400	552, 500
62	417, 900	495, 000	553, 400
63	418, 200	495, 700	554, 300
64	418, 500	496, 400	555, 200
65	418, 800	496, 800	556, 000
66		497, 400	556, 900
67		498, 000	557, 800

	68		498,500	558,700		
	69		499,000	559,500		
	70		499,500	560,400		
	71		500,000	561,300		
	72		500,500	562,200		
	73		500,900	563,000		
	74		501,400			
	75		501,800			
	76		502,200			
	77		502,700			
	78		503,300			
	79		503,800			
	80		504,200			
	81		504,700			
	82		505,300			
	83		505,900			
	84		506,400			
	85		506,900			
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	円		円	円	円	円
		312,900	356,500	412,800	488,500	590,500

備考 この表は、医師に適用する。

第2条 日向市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第21条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～6 [略] (勤勉手当) 第22条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105を、</u>	(期末手当) 第21条 [略] 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) [略] 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～6 [略] (勤勉手当) 第22条 [略] 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額

<u>12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額</u> (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額</u> 3～5 [略]	(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25を乗じて得た額の総額</u> 3～5 [略]
--	---

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の日向市一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日向市一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和7年12月19日 提出
日向市長 西 村 賢

日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和37年日向市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第 5 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第 2 項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。 2 [略]	（期末手当） 第 4 条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第 5 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第 2 項中「<u>6 月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6 月に支給する場合には100分の172.5を、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とする。 2 [略]

第 2 条 日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（昭和37年日向市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第 5 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第 2 項中「<u>6 月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6 月に支給する場合には100分の172.5を、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とする。	（期末手当） 第 4 条 特別職の職員の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第 5 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第 2 項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。

2 [略]

2 [略]

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日向市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の特別職給与条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年12月19日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和37年日向市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 5 条 〔略〕 2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第 2 項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。 3・4 〔略〕	（期末手当） 第 5 条 〔略〕 2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第 2 項中「<u>6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の172.5を、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とする。 3・4 〔略〕

第 2 条 日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 5 条 〔略〕 2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第 2 項中「<u>6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6月に支給する場合には100分の172.5を、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とする。	（期末手当） 第 5 条 〔略〕 2 議会の議員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第 2 項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。

3・4 [略]

3・4 [略]

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日向市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の議員報酬条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年12月19日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和41年日向市条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第 5 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第 2 項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「<u>100分の172.5</u>」とする。 2 [略]	（期末手当） 第 4 条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第 5 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第 2 項中「<u>6 月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6 月に支給する場合には100分の172.5、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とする。 2 [略]

第 2 条 日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第 5 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第 2 項中「<u>6 月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>6 月に支給する場合には100分の172.5を、12月に支給する場合には100分の177.5</u>」とする。	（期末手当） 第 4 条 教育長の期末手当の額は、日向市一般職の職員の給与に関する条例（昭和42年日向市条例第 5 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第21条第 2 項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは、「<u>100分の175</u>」とする。

2 [略]

2 [略]

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（以下「改正後の教育長条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の教育長条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日向市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の教育長条例の規定による給与の内払とみなす。

令和7年12月19日 提出

日向市長 西 村 賢

日向市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 日向市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成23年日向市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																
（特定任期付職員の給与の特例） 第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>392,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>440,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>492,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>555,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>634,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>740,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>864,000</u></td></tr> </table> 2～5 [略] （日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等） 第 8 条 [略] 2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第21条第 2 項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第22条第 2 項第 1 号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。	号給	給料月額（円）	1	<u>392,000</u>	2	<u>440,000</u>	3	<u>492,000</u>	4	<u>555,000</u>	5	<u>634,000</u>	6	<u>740,000</u>	7	<u>864,000</u>	（特定任期付職員の給与の特例） 第 7 条 第 2 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。 <table> <tr> <th>号給</th><th>給料月額（円）</th></tr> <tr> <td>1</td><td><u>405,000</u></td></tr> <tr> <td>2</td><td><u>455,000</u></td></tr> <tr> <td>3</td><td><u>508,000</u></td></tr> <tr> <td>4</td><td><u>574,000</u></td></tr> <tr> <td>5</td><td><u>655,000</u></td></tr> <tr> <td>6</td><td><u>765,000</u></td></tr> <tr> <td>7</td><td><u>893,000</u></td></tr> </table> 2～5 [略] （日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等） 第 8 条 [略] 2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第21条第 2 項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、<u>「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」と</u>、給与条例第22条第 2 項第 1 号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、<u>「100分の107.5」とあるのは「100分</u>	号給	給料月額（円）	1	<u>405,000</u>	2	<u>455,000</u>	3	<u>508,000</u>	4	<u>574,000</u>	5	<u>655,000</u>	6	<u>765,000</u>	7	<u>893,000</u>
号給	給料月額（円）																																
1	<u>392,000</u>																																
2	<u>440,000</u>																																
3	<u>492,000</u>																																
4	<u>555,000</u>																																
5	<u>634,000</u>																																
6	<u>740,000</u>																																
7	<u>864,000</u>																																
号給	給料月額（円）																																
1	<u>405,000</u>																																
2	<u>455,000</u>																																
3	<u>508,000</u>																																
4	<u>574,000</u>																																
5	<u>655,000</u>																																
6	<u>765,000</u>																																
7	<u>893,000</u>																																

3・4 [略]	<u>の90</u> とする。 3・4 [略]
---------	----------------------------

第2条 日向市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 [略] 2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の95</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の97.5</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の105</u>」とあるのは「<u>100分の87.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の90</u>」とする。 3・4 [略]	(日向市一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等) 第8条 [略] 2 特定任期付職員に対する給与条例の規定の適用については、給与条例第21条第2項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の96.25</u>」と、給与条例第22条第2項第1号中「<u>100分の106.25</u>」とあるのは「<u>100分の88.75</u>」とする。 3・4 [略]

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の日向市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の日向市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

令和7年12月19日 提出
日向市長 西 村 賢